



I 「いわて年末年始無災害運動」が始まります

いわて年末年始無災害運動

実施期間：令和7年12月1日～令和8年1月31日
【準備期間：令和7年11月1日～令和7年11月30日】

あなたの安全家族の願い 年末年始も無災害

本県においては、例年、12月から1月にかけての寒冷期に発生する転倒災害の約6割、交通労働災害の約5割が路面凍結など冬季特有要因によるものとなっており、冬季における労働災害防止が極めて重要となっています。また、これから迎える年末年始は、慌ただしさも加わり、労働災害のリスクが高まる時期となります。

このため、「令和7年度いわて年末年始無災害運動」は、関係者が職場の安全確保の重要性の意識を高め、労働災害の発生リスクを的確に把握して対策を講じていくための重要な取組と位置付け、準備期間を含めて、各労働災害防止団体等が実施する年末年始無災害運動と連動しながら、労働災害の根絶に向けた取組を強力に推進するものです。



寒い冬がやって参りました。凍結・降雪に伴い登記特有の労働災害が多発するシーズンです。雪本番を迎える前に、想定される以下の項目について、リスクアセスメント実施し、備えを万全に整えましょう。

※詳細は、左のリーフレットの裏面をご覧ください。

1	積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止
2	車両等のスリップ事故等の交通労働災害の防止
3	雪降ろしの際の災害の防止
4	火災・火傷の防止
5	一酸化炭素中毒の防止
6	凍結の緩みによる土砂崩壊災害等の防止
7	作業時の保温・体操の実施
8	その他の冬季特有災害の防止

転倒注意



雪の降り始めは「転倒」「交通事故」が多発します。
「転倒予防対策」をお願いします！

花巻監督署からのお知らせ ➡ [「転倒災害防止対策」](#)



II 年末年始は年休とってほっとひとやすみ

年次有給休暇を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう



年次有給休暇の「計画的付与制度」を導入しましょう。

(※法定労働基準法第39条では、法定の年次有給休暇日数が10日以上全ての労働者に対し、毎年5日間、年次有給休暇を取得させることを義務付けています。)

『年次有給休暇の計画的付与制度』

年次有給休暇の付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます（前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を除いた日数を計画的付与の対象とすることができます）。

【例1】年次有給休暇の付与日数が10日の労働者は

7日：事業主が計画的に付与できる 5日：労働者が自由に取得できる

【例2】年次有給休暇の付与日数が20日の労働者は

15日：事業主が計画的に付与できる 5日：労働者が自由に取得できる

年次有給休暇は、正社員以外でも（パート・アルバイト等の区分に関係なく）以下の要件を満たす全ての労働者に付与されます。

1. 半年間継続して雇われている
2. 全労働日の8割以上を出勤している

この2要件を満たしていれば年次有給休暇を取得することができます。

年次有給休暇取得促進特設サイト



III シリーズ 健康情報 ⑨『メタボリックシンドローム』の巻

今年の健康診断の結果はいかがでした？「納得いかないな～」という方、是非ご一読！メタボリックシンドロームは、単に太っているということではありません。国によって考え方があるようですが、日本では「内臓脂肪症候群」とも言われ、運動不足・栄養過多などの生活習慣による内臓脂肪の蓄積を基準としてとらえ、**診断基準**は以下のとおりです。



内臓脂肪の蓄積 ウエスト周囲径 男性≥85 cm 女性≥90 cm (内臓脂肪面積 男女ともに ≥100cm² に相当)	+	①②③のいずれか2項目以上	① 中性脂肪が高い HDL コレステロールが低い（脂質異常）	中性脂肪≥150mg/dL HDL コレステロール < 40 mg/dL のいずれか又は両方
			② 血圧が高め（血圧高値）	収縮期（最大）血圧≥130mmHg 拡張期（最小）血圧≥85mmHg のいずれか又は両方
			③ 血糖値が高め（高血糖）	空腹時高血糖≥110mg/dL

[運動習慣](#)で来年は挽回しよう！

厚生労働省：生活習慣病予防 | e-ヘルスネット

Ⅳ 化学物質対策 「業種・作業別マニュアル」と「解説テキスト」

化学物質による労働災害が多発しているものについて、「業種・作業別マニュアル」及びマニュアルの補足資料として解説テキストを提供しています。



これらを活用して、多くの職場でリスクアセスメントが行われ、より適切な対策が取られることを期待しています。

化学物質リスクアセスメントツールは
[CREATE-SIMPLE \(クリエイイトシンプル\)](#)
が便利です！



業種・作業別マニュアル

もの	業種	作業 (各マニュアル PDF をリンク付けています)
洗剤・洗浄剤	ビルメンテナンス業	ポリッシャーでの床洗浄作業
		トイレ洗浄作業
		シンク洗浄作業
		カーペット等のしみ抜き作業
洗浄・洗浄剤	食料品製造業	製造・加工設備の洗浄作業
		釜や容器等への苛性ソーダ等の投入による洗浄作業
塗料	飲食店	洗浄作業
	塗装業	自動車補修塗装作業 工業塗装作業
接着剤	接着関連作業	集成材・合板・LVL 製造での接着関連作業
		内装仕上工事での接着関連作業

解説テキスト

もの	業種・作業 (各テキスト PDF をリンク付けています)
洗剤・洗浄剤	ビルメンテナンス業における洗浄作業
	食料品製造業・飲食店での洗浄作業
塗料	塗装作業
接着剤	接着関連作業

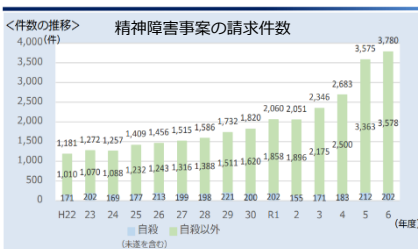
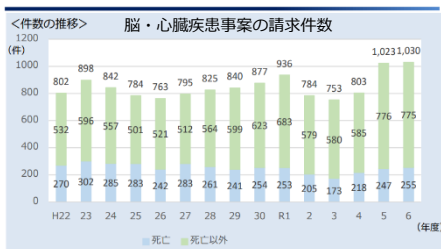
V 「過労死等防止対策白書」を公表

過労死等の防止のための対策を効果的に推進するため、過労死等防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号）に基づき、過労死等の防止のための対策に関する大綱を定め、各種の施策を実施しています。その状況をいわれる「[過労死白書](#)」としてまとめており、今回で 10 回目となります。

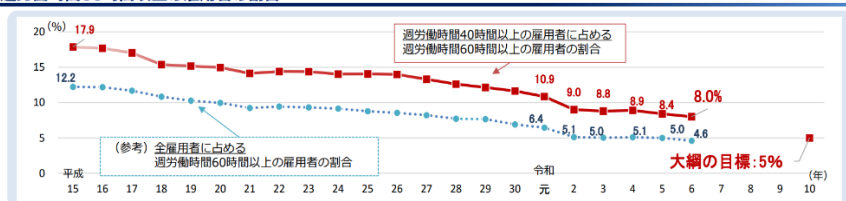
[令和 7 年度過労死等防止対策白書（概要版）](#)

過労死等を防止するため、長時間労働・過重労働の解消に向けた取り組みをお願いします。

➡「[過労死防止に関する特設サイト](#)」厚生労働省



週労働時間60時間以上の雇用者の割合



メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所割合



年次有給休暇



Ⅵ 労働基準法 よくある相談 ⑰『法定労働時間』その2

Q:「1年単位の変形労働時間制」ってどういうことですか？ 1日8時間、週40時間ではないの？

A: [労働基準法](#)第 32 条では、原則として「1週 40 時間」「1日 8 時間」と法定労働時間を定めていますが、いわゆる完全週休二日制（どの週も毎週 40 時間以内とする）だけでなく、業務の繁閑に応じた弾力的な労働時間の運用を可能とし、柔軟な働き方を実現するため「変形労働時間制度」を設け、ある一定の期間を平均して上記の法定労働時間を達成することとしています。

ご質問の「1年単位の変形労働時間制」は、「1か月を超え1年以内の一定の期間を平均して1週当たり40時間以内」とする制度（[労働基準法第 32 条の4](#)）で、完全週休二日制ではないが、一定の期間を「1年間」とした場合、所定休日・お盆休み・正月休み・ゴールデンウィークなど会社の1年間の休み全日数で考えて1年間の総枠で法定労働時間を達成します。例えば、

$$(365 \text{ 日} - (\text{年間休日 } 105 \text{ 日})) \times 1 \text{ 日の所定労働時間 } 7 \text{ 時間 } 50 \text{ 分} (\text{※休憩時間を除き}) = 2036 \text{ 時間 } 40 \text{ 分}$$

$$(2036 \text{ 時間 } 40 \text{ 分} \div 365 \text{ 日}) \times 7 \text{ 日 (1 週当たり)} = 39 \text{ 時間 } 3 \text{ 分} \dots < 40 \text{ 時間}$$

となり、1年を平均して1週当たり40時間労働をクリアということになります。

ご参考までに、1年間の法定労働時間は「年間の暦日数×40時間÷7」➡(例) 365日×40時間÷7=2085時間42分となります。

「1年単位の変形労働時間制」を採用している多くの企業では、1年間の休日カレンダーを作成し、労使協定を締結、労働基準監督署への届出（※協定の締結・届出は法定義務です）を行っていますので、ご確認ください。



ご不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署までお問合せください。

[「1年単位の変形労働時間制」リーフレット](#)



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

岩手労働局

花巻労働基準監督署

VII リチウムイオン電池使用製品による発火事故に注意しましょう

News Release



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan



総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry



環境省
Ministry of the Environment

令和7年10月2日

リチウムイオン電池使用製品による発火事故に注意しましょう

ー 身に着ける、持ち歩く製品にも使用されていますー



列車内でのモバイルバッテリーの発火事故や、スマートフォンの発火事故について、ご存じの方も多いかと思います。このような発火事故の原因の一つとして、製品にリチウムイオン電池が使用されていることが挙げられます。

リチウムイオン電池は、モバイルバッテリーやスマートフォンのほか、ワイヤレスイヤホン、スマートウォッチ、携帯用扇風機など日常生活で身に着けたり、持ち歩いたりする様々な製品に使用されており、消費者庁にはこれらのリチウムイオン電池使用製品（本資料中において、リチウムイオン電池が使用された製品のことを指します。）についての発熱・発火等の事故情報が寄せられています。また、リチウムイオン電池使用製品を他のごみと混ぜて廃棄することが、ごみ収集車やごみ処理施設での火災の原因になっていることがあり、問題となっています。

【使用の際のポイント】

- (1) 強い衝撃や圧力を加えないようにしましょう
- (2) 高温になる場所では使用・保管しないようにしましょう
- (3) 充電は、安全な場所で、なるべく起きている時に行いましょう
- (4) 異常を感じたら使用を中止しましょう
- (5) 発火した時はまず安全を確保し、できれば大量の水で消火しましょう
- (6) 製品情報、リコール情報を確認しましょう
- (7) 公共交通機関では、持ち込みルールを守りましょう

【廃棄の際のポイント】

- (1) リチウムイオン電池が使用されているかを確認しましょう
- (2) リサイクル可能なものは、リサイクルしましょう
- (3) 廃棄方法を確認して、廃棄しましょう
- (4) 廃棄する前にはなるべく電池を使い切りましょう

職場内、ロッカーに置いている場合でも火災にご注意ください。



スマートフォン



ノートパソコン



モバイルバッテリー



スマートウォッチ



ワイヤレスイヤホン



携帯用扇風機



電動アシスト自転車



コードレス掃除機

VIII 「スポットワーク」の労務管理を適切に！

急に人手が欲しいときなどに利用する「スポットワーク」の利用において、労務管理上の注意点をまとめていますので、よく理解したうえで「スポットワーク」を利用しましょう。

リーフレットの内容は以下のとおりです。
詳しくは左のリーフレットをご覧ください。

「スポットワーク」を利用する事業主の皆さまへ

「知らない」では済まされない

「スポットワーク」の 労務管理



使用者向けリーフレット↑

アルバイトを雇う際に知っておきたいポイント

(厚生労働省：スタートアップ労働条件) →



1 労働契約締結時における注意点

- ・誰と誰が労働契約を締結するのかを確認しましょう。
- ・労働契約の成立時期を確認しましょう。
- ・労働契約成立後は労働基準法等を守りましょう。

2 休業させる場合の注意点

- ・休業や早上がりさせる場合、労働基準法第26条に基づき休業手当を支払う必要があります。

3 賃金・労働時間に関する注意点

- ・業務に必要な準備行為等も労働時間です。
- ・一方的な賃金の減額は違法です。
- ・実際の労働時間を速やかに確認しましょう。

3 その他の注意点

- ・通勤途中又は仕事にケガをした場合、労災保険の対象です。
- ・労働災害防止対策も事業主の義務です。
- ・ハラスメント対策も事業主の義務です。

※ リーフレットでは、スポットワークとは、短時間・単発の就労を内容とする雇用契約のもとで働くこととしています。

※ スポットワークにはさまざまな形態がありますが、リーフレットでは、スポットワークの雇用仲介を行う事業者（以下「スポットワーク仲介事業者」という。）が提供する雇用仲介アプリ（以下「アプリ」という。）を利用してマッチングや賃金の立替払を行うものを対象とします。



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

岩手労働局

花巻労働基準監督署

IX 「治療と仕事の両立支援シンポジウム」開催

改正労働施策総合推進法が2026年4月1日に施行され、事業主が職場における治療と仕事の両立を促進するため必要な措置を講じることが、2026年4月から努力義務化されます！

治療と仕事の両立支援に取り組まれている方など、本テーマにご関心をお持ちの皆様のご視聴をお願いします。

令和7年度 治療と仕事の両立支援 シンポジウム

無料



プログラム	
開会挨拶 (10分)	厚生労働省労働基準局安全衛生部 労働衛生課長
基調講演 (20分)	升田 茉莉子氏
事例発表 (60分)	小西 里美氏 三好 怜子氏 中野 徳子氏 尾池 千賀子氏
パネルディスカッション (30分)	

両立支援
はこちら

治療しながら働く人を応援する情報ポータルサイト
治療と仕事の両立支援ナビ

X 12月から最低賃金は1,031円です！

ちゃんとチェック！

最低賃金

働く人も、雇う人も、確認を忘れずに！

岩手県 最低賃金

令和7年
12月1日
時間額

1,031

円

UP
79円

花巻監督署からのお知らせ

「最低賃金のポイント」をご覧ください。

働く人も、雇う人も。
必ず確認、最低賃金！

「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、働くすべての人に適用されます。確認したい賃金^(※1)と勤務地の都道府県の最低賃金額（時間額）を比較表に記入して、比較してみましょう！

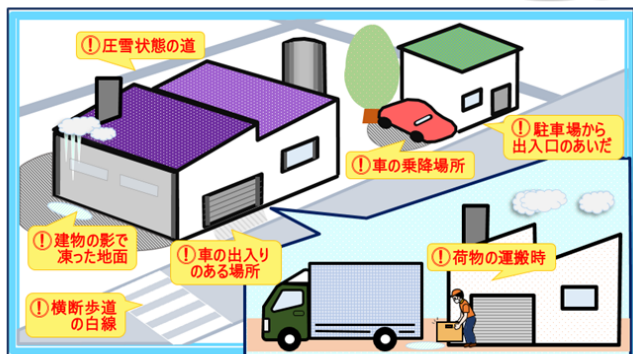
XI 冬季転倒災害防止対策強化期間です！

12月から2月は
冬季転倒災害防止対策強化期間 です

転倒災害は12月から2月の冬季間に集中発生！
早めの除雪と凍結防止で転倒予防！

いわて年末年始
無災害運動展開中

★ 転倒危険マップを作成し周知しましょう！



★ 滑りにくい靴を履いて安全に歩行しましょう！

ピン・金具付きの靴底 靴底に付いた金具のピンや金具が氷を引っかき、突き刺して滑りを防ぎます。脱着可能な靴用アタッチメントもあります。 【注意】 カバーソール等に金具やピンが引っかかってつまづいたり、タイル等の床で滑ってしまう危険があります。	深い溝のある靴底 溝の深い靴はグリップ力が強く、滑りにくくなっています。溝が浅くなるとグリップ力が低下するので磨り減っていたら新しいものに交換！ 【注意】 溝が深くて靴底が固いと「つるつる路面」では滑りやすく、また、溝に雪が詰まると滑りやすくなります。	～雪道を歩くときのポイント～ 小さな歩幅で歩く ① ペンギン歩き 歩幅を大きくするとどかどかから滑りやすくなります！ 靴の裏全体をつけて歩く ② すり足歩き 凍結を想定し、足の裏全体を使いグリップ力を最大限に活かす
---	---	--

取組事例等ご参照ください ➡ [花巻監督署「転倒災害防止対策」](#)

XII 労働保険関係手続は電子申請で

もうご存知ですよね？ 労働保険は電子申請

無料で初期設定をお手伝いします

わたしたちがかけつけます！

イメージキャラクター ペパレス執事

電子申請は簡単・便利！
オンラインで24時間いつでも申請や届出ができます。

電子申請未利用事業場 **アドバイザー事業**

費用 **0円** 時間 **1時間程度** 場所 **日本全国どこでも**

日本中どこへでもお問い合わせします。事前準備の不安や不明点を解消します！

お好みの方法でご参加いただけます。

オンラインセミナーに参加する

- 1人1人質問ののりこでわからない
- 会社でも導入可能なか確認したい
- 会社への上手な説明したい

アドバイザーに相談する

- 初期設定や後援に不安がある
- 備える設備がないので教えて欲しい
- 2025年度開始に向けて準備したい
- 初期・オンラインが苦手です

詳しくは「労働保険の電子申請に関する特設サイト」

無料サポートもご利用ください。↓

[厚生労働省委託事業「アドバイザー事業」](#)

